

財経第 171 号

平成 27 年 7 月 24 日

公益財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 生命保険協会
経 理 委 員 会
委 員 長 井 福 正 博

企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する
適用指針（案）」に対する意見について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 5 月 26 日に公表されました、標記公開草案に関しまして、別紙のとおり、当会としての意見を申し上げます。今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

別紙

本公開草案において意見を求められている質問項目のうち、「質問3」について意見を申し上げます。

質問3

(分類2) 及び (分類3) について、会計上の利益に基づく要件から課税所得に基づく要件に変更する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

なお、課税所得に基づいて企業を分類することが適切でないと考えられる場合、監査委員会報告第66号を踏襲して「経常的な利益(損益)」に基づくこととする方法や、経常利益に基づくこととしつつ、受取配当金の益金不算入額のように永久に益金又は損金に算入されない項目の額が重要な場合には経常利益に対して当該永久に益金又は損金に算入されない項目の額を加減する方法が考えられます(本公開草案第68項を参照)。これらの方法について、ご意見がありましたら、ご記載ください。

また、分類の要件として、課税所得から「臨時的な原因により生じたもの」を除くことも提案し、結論の背景においてその考え方を示しています(本公開草案第70項を参照)。当該提案についてもご意見がありましたら、ご記載ください。

同意しない

(理由)

- 本公開草案では、繰延税金資産の回収可能性の判断における企業の分類を判断する要件として「臨時的な原因により生じたものを除く課税所得」が提案されているが、以下の点に課題があると考ええる。
 - ① 「臨時的な原因により生じたもの」について、「営業損益項目」と「営業外損益項目及び特別損益項目」による判断が示されているが、損益計算書上、営業損益項目の区分がない企業(例えば、保険業を営む会社等)の取扱いが明確ではないこと。
 - ② 特別損益項目であっても該当するかどうかを、企業が個々に項目ごとに判断することとされているが、その判断基準が明確ではないこと。
 - ③ (分類2)において「臨時的な原因により生じたものを除く課税所得が安定的に生じている」が要件とされているが、課税所得は、会計上の利益に税務上の調整を行うことから、経常的な利益は安定していたとしても、課税所得は安定的に生じない可能性があること。
- ①、②については、「臨時的な原因により生じたものを除く課税所得」の判断が企業毎に大きく異なる可能性があり、繰延税金資産の回収可能性を判断する指針として明瞭ではないと考える。
- また、③については、今回の変更により、企業の分類(現行の例示区分)が変更される懸念がある。
(本公開草案では「臨時的な原因により生じたものを除く課税所得」の採用によっても、これまでの「経常的な利益」に基づく判断とおおむね整合的になることが想定されている)
- 現行の監査委員会報告第66号に基づく繰延税金資産の回収可能性の判断においては、実務上特段の課題はないものと認識していることから、当該報告を踏襲し、「経常的な利益」を存置することが適切であると考ええる。

以上